

# 官報

号外

平成十四年四月十七日

## ○第百五十四回 参議院會議録第十八号

平成十四年四月十七日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十八号

平成十四年四月十七日

午前十時開議

第一 刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

### ○本日の會議に付した案件

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

### ○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。國務大臣中谷防衛庁長官。

〔國務大臣中谷元君登壇、拍手〕

○國務大臣(中谷元君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する内容としておりまして、防衛計

平成十四年四月十七日 参議院會議録第十八号

議事日程追加の件 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ます。  
以上が、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。山根隆治君。

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○山根隆治君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案についてお尋ねをするわけでありますが、冒頭、緊急にお伺いしなければならぬ喫緊の事態が発生をいたしました。

それは、昨日のテレビ放送で私の目に飛び込んできた映像と音声で伝えられたものであります。さきに北朝鮮に拘束され、釈放された元日経新聞記者杉嶋孝氏の発言であります。杉嶋氏は、北朝鮮でスパイ活動をし、その謝礼を日本の公安当局から受けていた、その詳細を北朝鮮の捜査当局も把握していた、その情報の提供元は日本の公安当局だったという驚くべき告白であります。

私は、スパイ行為そのものを今問うのではなく、日本の公安当局自体がどこかで北朝鮮と通じていたという発言内容に驚愕するのであります。もしこれが事実とするなら、自由主義国家の中での信頼は大きく失墜し、国家の根幹を揺るがすほどの大事件となるはずであります。有事法制が論議される前に、情報の管理において我が日本国は国家たり得ているのか、震えおののく思いであります。現時点で掌握されている事実につき、官房長官より御答弁をいただきたいと思っております。

さて、冷戦が終結した二十一世紀において、国際社会及び我が国の平和と安全への脅威の質は、二十世紀型の国家による大規模な武力衝突という構図から大きく変化しました。科学技術の飛躍的

発展と情報や人、物などのグローバル化によって、都市部におけるゲリラ戦やテロ・破壊活動、ミサイル攻撃、生物化学兵器や小型武器拡散による脅威、武装した不審船による領海侵犯、サイバーテロの危険性など、様々な新たな脅威が次々と私たちの平和と安全を脅かしております。

このように、国際情勢の変化を踏まえ、国民の生命、財産のみならず、自由や基本的人権をしっかりと守ることが国家の責務であります。

我が国政府は、戦後、一貫して日米安全保障条約を基軸として国防体制を整えてきました。一方、日々変化する国際政治の現実においては、例外なくすべての国は永遠に敵国や友好国であり続けるわけではなく、我が国の進むべき方向と方針の軸はあくまでも我が国の利益に置くべきであり、アメリカや、ましてや中国、北朝鮮におもねるがごとき姿勢は厳に慎まなければなりません。

拉致疑惑に対し、昨日まで国土としてやゆされてきた自民党の大物代議士がいつの間にか北朝鮮の代弁者に成り下がったり、閣僚が中国に赴き、批判そのものの妥当性はともかく、読んでみない我が国の歴史教科書を海外において誹謗するなどという行為は、中国に対する媚態以外の何物でもありません。

翻って、防衛庁長官に伺いますが、現在、我が国の防衛政策は、何からの、どのような脅威を想定し、これに対してどのように国民を守ろうとしているのか、防衛の基本理念についてお伺いをいたします。

また、今回、政府は有事法制関連三法案を閣議決定いたしました。この基本理念と有事法制及び本改正案との関係について、官房長官及び防衛庁長官にお伺いをいたします。

さらに、さきの衆議院安全保障委員会において、我が党の末松議員の質疑に対し、中谷長官は、ラムスフェルド国防長官に、米国がアフガニスタン以外での軍事行動を開始する場合、事前の情報提供を要請したと答弁されております。

それでは、米側から事前通告があったとして、米国に何らかの積極的なメッセージを出せるのでしょうか。日米基軸、国連中心以外の言葉で米国の軍事行動をいさめるような言葉を用意されているのですか。世界平和樹立のためにあなたは何を考えているのですか。防衛庁長官にお伺いをいたします。

極東地域の安全保障を展望し、今後の在日米軍との関係についてお伺いをいたします。

先月二十九日に、アメリカと韓国は、二〇一一年までに在韓米軍基地の半分以上を段階的に韓国に返還することについて合意しました。我が国は米国との間で、在日米軍基地の返還について、SACO合意等に基づいて今日まで交渉を進められてきたと承知しておりますが、世界的に見ても、いまだ大都市の中に広大な国土を提供するなど、在日米軍基地のありようはおよそ正常な状況とは言えません。我が国は基地の一層の返還を求めてアメリカと強く交渉するべきではないでしょうか。今後、返還交渉をどれほどの規模でどのような進め方をするのか、外務大臣及び防衛庁長官にお伺いをいたします。

さきの不審船事件では、我が国の防衛庁、海上自衛隊、海上保安庁の縦割り行政の弊害が露呈され、情報収集と伝達体制の現状に対して厳しい批判が寄せられました。本改正案においては、情報収集の充実の観点から、情報本部の強化や防衛情報通信基盤管理運営室の新設などが盛り込まれております。私は、その基本的な方向性は理解いたしますが、軍事情報の収集に当たっては、更に考慮すべき課題があると指摘をせざるを得ません。専守防衛を基本とする我が国において、迅速かつ的確な情報収集と分析が必須であります。不審船やテロ事件等を契機に、情報通信の在り方とともに我が国独自の情報収集・分析能力をどのように向上させるのか、具体的な政策について、防衛庁長官にお伺いをいたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

る機関を設置して、英語圏の同盟国と情報の収集や共有を図っていると言われております。在日米軍の中にもその関連施設があるとも聞きますが、日本政府はエシユロンの存在についてどのように認識をしているのでしょうか。

先日、日本を見下ろす高度約三万六千キロの静止軌道上に偵察衛星と推測される全長五十メートル規模の物体が発見されましたが、この実態はどうなっているのでしょうか。防衛庁長官にお伺いをいたします。

過般、私は、ドイツの元緑の党に所属していたイルカ・シュレイダー議員の話を聞く機会を得ましたが、アメリカの盗聴システム、エシユロンにEUで最も激しく反対を叫び続けてきたこの女史でさえ、私の質問に対し、EUでもこれに代わる盗聴システムを確立していくしかないという流れを止めることはできないだろうと述べていたのがあります。

我が国は、ある程度の国益を算奪されることを覚悟しつつアメリカとの連携を強めるのか、アメリカを牽制しつつEUと手を組んでいくのか、あるいは我が国独自の情報収集システムを構築することを目指そうとするのか、お尋ねをいたします。もはや、エシユロンの存在自身を承知していないとの認識は我が国の外交音痴を国際的に露呈することではなく、この際、しっかりとした答弁を防衛庁長官にお伺いをいたします。

我が国政府は、国民が外国に拉致されてもこれをテロと認めない中で、アメリカのテロ撲滅戦略には理解を示し、テロ対策特別措置法を制定し、米軍などの行動への協力、支援を行っております。

私は、フランス革命で、自由、平等、博愛の名の下に何と多くの悪行が行われたことかと慨嘆し、刑場の露と消えた貴婦人の言葉を思い起こしますが、今、イスラエルはパレスチナ過激派によるテロ封鎖の名の下にパレスチナ自治区への軍事侵攻を行い、中東情勢は極めて重要な局面を迎えています。

ております。アメリカのパウエル国務長官が調停のために現地に入り、EUやロシアの要人も積極的に外交舞台で動いている中、日本はいまだ駐イスラエル特命全權大使も任命しないままであります。政府はこの紛争解決に向けてどれほど本気で取り組むつもりなのか、甚だ心配であります。先般の国会決議を重く受け止め、中東和平に向けてあらゆる外交努力を行うべきだと考えますが、官房長官並びに外務大臣の意見と今後の具体的な対応について、お考えをお伺いをいたします。

また、パレスチナ地域ばかりではなく、米国は、イランやイラクなどの国に対しても着々と外交圧力を掛けております。今後、九月十一日のテロとの関連で、アルカイダと関係していたとして、米国が更にテロ撲滅のための戦争地域を拡大しないとも限りません。一般教書演説で悪の枢軸に名指された北朝鮮への軍事行動の可能性も、将来的には否定し得ません。その際に、我が国への協力が求められるとしたら、どのような対応をするのでありましょうか。我が国は、あくまでも国際連合の安保理決議等による国際社会全体の流れの中で主権的に判断すべきで、米国に唯々諸々と従うべきではないと考えますが、官房長官、外務大臣の御見解をお伺いをいたします。

私は、先日、参議院内閣委員会において、福田官房長官に対して、拉致問題の解決に関し、総理訪韓の折、金大中大統領に協力を要請すべきだと訴えました。去る三月二十六日の衆議院本会議において、我が党の大幅議員の代表質問に対し、官房長官は、金大中大統領より理解が示されたことと御答弁されたことと承知しております。日本政府との間で理解に違いがあることは、今後の日韓協力の足並みにも影響します。そこで、金大統領に対して具体的にどのような協力をお願いし、どのように御理解いただいたと承知しているのか、官房長官にお伺いをいたします。

また、二十日から訪韓される中谷防衛庁長官は、閣僚として、先週、衆参両院で採択された拉

致問題の早期解決を求める国会決議を重く受け止めて、北朝鮮亡命者などからの情報収集について韓国側と具体的に一步突っ込んだ交渉を進めるべきであります。米など、我が国の人道的支援も徒労に終わったように、残念ながら韓国政府の北朝鮮への太陽政策も暗礁に乗り上げているように私には思われます。この際、政府は毅然とした態度でこの問題に対処すべきだと思いますが、長官は、訪韓し、この問題についてどのような話をされていくつもりなのか、お伺いをいたします。

先日、総理は、中国の海南島で朱鎔基総理と会談し、不審船引揚げについて、冷静な話し合いを通じて解決することになったとプレス発表したようであります。不審船が沈没している海域は、国連海洋法条約に言う中国の排他的経済水域にあることは事実ですが、もとより中国の主権が及ぶ領海ではありません。排他的経済水域で認められているのは、環境保全や資源に関する管轄権であり、我が国としては、引揚げに当たって環境汚染を引き起こさないこと、及び、万一環境汚染を引き起こした場合でも、その補償について配慮すればよい問題であります。また、漁業資源については、二〇〇〇年六月に発効した新日中漁業協定における日中共同管理の暫定措置水域であります。他方、中国が我が国が主張する排他的経済水域において事前通告なしに海洋調査を繰り返してきた事実も、交渉に当たりしっかりと認識をしておくべきであります。日中間の友好関係の維持発展を願い、外交上の情理を尽くして冷静に対処することは当然ですが、中国が引揚げを阻む大義名分など考えられません。総理の訪中結果を受けて、不審船の引揚げについて、時期など今後の具体的な見通しについて、外務大臣にお伺いをいたします。

以上、述べてきたように、我が国を取り巻く国際環境を再確認し、国の防衛体制をしっかりと立て直すことは焦眉の急であります。本改正案が、一体我が国に与えてきたこの流れの中でどのような意義を持つのか、防衛庁長官の説明を求めます。

さらに、今後、少子高齢化が急速に進む中で、自衛隊の定員削減は避けて通れない道であります。陸上自衛隊の充足率は、定員削減にもかかわらず、相変わらず低いままであります。こうした低推移の要因についてはどのように考えておられるのか、防衛庁長官にお伺いをいたします。

最後に、私は、日米同盟はとてつもなく重要な関係であるものの、あくまでも我が国を守る基軸は我が国自身にあることをお話し、本法案への質問とさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣中谷元君登壇、拍手〕

○国務大臣(中谷元君) 防衛の基本理念に関するお尋ねがございました。

山根議員御指摘のとおり、現下の国際情勢は、複雑で多様な地域紛争が発生し、また大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった危険が増大しており、さらに、先般の米国同時多発テロのような新たな危険の発生も見られております。

我が国周辺においても、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在している中で、多数の国が軍事力の拡充ないし近代化に力を注いでおります。また、朝鮮半島における軍事的対峙の状況が継続するなど、不透明、不確実な要素が残されております。

こうした中、我が国は、日本国憲法の下、外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えないような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、文民統制を確保し、節度ある防衛力を自主的に整備すること等により、我が国の防衛を全うすることを基本的な方針といたしております。

次に、この防衛基本理念と有事法制及び防衛庁設置法等の改正案との関係についてのお尋ねがございました。

御指摘の三法案につきましては、今申し上げたような我が国防衛における基本的な方針の下、国家の緊急事態への対処のための態勢を整備するに

当たり、武力攻撃事態対処についての基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、今後必要となる事態対処法制度の整備に関する事項等を定めるものであります。さらに、武力攻撃事態への対処等における安全保障会議の役割を強化するほか、防衛出動時及び防衛出動下令前における自衛隊の行動及び権限に関する規定、手続等を整備するとともに、関係法律の適用の特例規定を設けるものでございます。

一方、今回御審議いただく防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、今申し上げた我が国防衛における基本的な方針の下、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的向上を図るため、自衛官の定数及び即応自衛官の員数を変更するものであり、事態への対処のための法案である御指摘の三法案とは直接の関係はないところでございます。

次に、米国がアフガニスタン以外への軍事行動を開始する場合の我が国の対応に関するお尋ねがありました。

私は、昨年の十二月に日米防衛首脳会議におきまして、ラムズフェルド国防長官に対して、仮に米国がアフガニスタン以外の軍事活動を開始する場合の前広の情報提供をお願いしたところでありますが、これは、米国の今後の行動に対する我が国の対応を検討する上で、まず、十分に情報を収集するとともに、米側と緊密に協議をすることが重要であると考えたからであります。

我が国としましては、国際的なテロリズムの防止のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与することが重要であると考えておりまして、かかる目的に合致するよう、今後とも主体的に判断し、適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、在日米軍の基地返還のお尋ねがございました。

これは、アジア太平洋地域において引き続き不安定要因が存在する中で、日米安保条約とこれに基づく日米安保体制は、我が国の安全及びこの地域の平和と安定のために重要な役割を果たしております。在日米軍は、このような日米安保体制の中核を成すものであり、我が国に駐留する米軍に対して必要な施設・区域を提供することは、日米安保条約の目的達成のために必要不可欠なものであると認識をいたしております。

この返還についてですけれども、現在、在日米軍の中で、在沖繩米軍基地の整理、統合、縮小のため、SACO最終報告の着実な実施に取り組んでおります。また、在日米軍の兵力構成等の軍事態勢につきましては、一九九六年の日米安保共同宣言に従い、国際的な安全保障体制において起り得る変化に対応して、引き続き米政府との間で緊密に協議していく考えでありまして、防衛庁としましては、国際情勢が肯定的に変化していくように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、防衛庁の今後の情報通信の在り方、我が国独自の情報収集・分析能力の向上についてのお尋ねがございました。

専守防衛を旨とする我が国にとりまして、平素から常に領海、領空、その周辺の海空域を警戒監視することや国の安全に必要な情報を収集、処理することは、御指摘のとおり極めて重要であります。このため、防衛庁としましては、情報通信技術の著しい進歩にも対応しつつ、艦艇、航空機等の防衛庁独自の情報収集手段や政府の情報収集衛星打ち上げ後はその成果を活用するとともに、関係省庁等の間で適切な情報共有を図るなど、必要な手段を用いた所要の情報の収集・処理態勢の充実に今後とも努力をする所存でございます。

次に、いわゆるエシユロンや静止軌道上の物体についてのお尋ねがございました。

議員御指摘の静止軌道上に全長五十メートルの規模の物体が発見されたとの報道を含め、いわゆる

エシユロンと称され、米国等が運用しているとされる通信傍受システムについて報道があるということは防衛庁としても承知をいたしておりますけれども、この事実関係につきましては把握をいたしておられません。

また、このエシユロンと同様な通信情報収集機能の整備方針については、国の安全に必要な情報を収集、整理することは極めて重要であると考えておりますが、防衛庁の情報業務の具体的な内容につきましては、防衛庁の情報関心や情報収集・処理能力を明らかにすることになり、自後の情報活動の支障となるおそれがあることから、お答えは差し控えていただきたいと思います。

続きまして、私の訪韓に関し、拉致問題につきどのような話をするかという点のお尋ねがございました。

現在、日韓防衛首脳会議の議題を含めまして韓国側と調整中でございますが、御指摘のとおり、拉致問題は、先般、国会でも決議が採択されたところでございまして、我が国として国民の生命にかかわる重要な問題ととらえており、訪韓の機会に韓国側にも理解、協力を申し入れたいと考えております。

次に、現下の国際環境の下での改正案を提出することの意義についてのお尋ねがございました。

これは、現在の中期防衛力整備計画に従いまして、今後とも、防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を推進する一環として陸上自衛隊の第四師団の改編を行うとともに、各自衛隊の情報保全機能強化するための情報保全隊の新編、統合幕僚会議における自衛隊の統一的かつ有機的な運用の強化を可能とする防衛情報通信基盤の管理運営体制の構築及び情報収集・分析態勢の強化を行うため、必要な自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更を行うものとするものでございます。

以上でございます。(拍手)

平成十四年四月十七日 参議院会議録第十八号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承

四

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○国務大臣(福田康夫君) 山根議員にお答えします。

まず、北朝鮮に拘束され、釈放された元日経新聞記者の発言についてお尋ねがございました。

我が国政府は北朝鮮の事情に詳しい方々からの話を聞くなどの情報収集は当然ながら行っており、一般論として、いずれの省庁がいかなる個人からどのような情報収集を行っているかのお答えをすることは、業務遂行に支障を生じさせるおそれがありますので、お答えは差し控えさせていただきます。

さらに、一般論として申し上げれば、政府機関の非公開情報外部に漏れることがあってはならないことは当然のことであり、情報の管理、保全については万全の措置を講じていると承知しております。

次に、防衛の基本理念と有事法制及び防衛庁設置法等改正案との関係についてお尋ねがございました。現下の国際情勢は、複雑で多様な地域紛争が生ずるなど、依然として不透明、不確実な要素をはらんでおり、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛、日米安保体制の堅持、文民統制の確保、節度ある防衛力の自主的な整備など、我が国防衛の基本的な方針を堅持しております。

御指摘の三法案につきましては、このような基本的な方針の下で国家の緊急事態への対処のための態勢を整備するに当たりまして、武力攻撃事態対処に必要な基本的事項等を定めるとともに、安保会議の役割強化、自衛隊の行動及び権限に関する規定、手続等の整備等を行うものであります。

一方、今回御審議いただく防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、防衛の基本的な方針に基づき、自衛隊の機能の充実等を図るため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであります。御指摘の三法案とは直接の関係はございません。

次に、中東和平についてのお尋ねがございました。

我が国は、イスラエル・パレスチナ間で暴力の悪循環が続いていることを強く憂慮しております。したがって、両院での御決議をも重く受け止めております。現在、米国による仲介努力が実を結ぶかが焦点となっている中、引き続き現地情勢を注視しつつ、また関係国との連絡を密にして、外相レベルでのイスラエル、パレスチナ双方への働き掛けを始め、中東和平のための外交努力を行っていく考えであります。また、駐イスラエル大使についても可能な限り早急に任命いたすよう取り計らいます。

次に、米国の軍事行動拡大の可能性についてお尋ねがございました。

先般行われた日米首脳会談において、ブッシュ大統領より、イラク、北朝鮮等については、その行動パターンを変えるように国際社会が協力する必要がある、米国はすべての選択肢を排除していないが、平和的に解決したいと考えており、外交的努力を続ける考えである旨の発言があったところであります。したがって、米国が軍事行動を取ることを予断した御質問にお答えすることはできません。

いずれにせよ、我が国としては、国際的なテロリズムの防止及び根絶に向け、米国の始めとする国際社会の取組に、主体的な判断を持って積極的

に寄与していく考えであります。

最後に、拉致問題についてお尋ねがございました。政府としては、拉致問題は、国民の生命にかかわる重大な問題であるとの認識の下、あらゆる機会を通じて、北朝鮮側の真剣な対応を強く求めてまいりました。韓国に対しては、さきの韓国との首脳会談において総理から金大中大統領に対し、この問題は国民の生命にかかわる重要問題であり、国民は厳しい受け止め方をしている、これは無視できない問題であり、この解決を強く北朝鮮

に求める旨述べられました。これに対し、金大中大統領より、こうした考え方について理解が示され、北朝鮮との対話によりこの問題の解決が図られることへの期待が表明されました。

政府としては、今後とも北朝鮮側の対応を見極めつつ、何が拉致容疑問題解決のために効果的な方策であるかを真剣に考えながら、諸外国との連携を強めていくとともに、日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組みつつ、拉致問題の解決を目指す方針であります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇、拍手)

○国務大臣(川口順子君) 在日米軍基地の返還に

関しお尋ねがありました。冷戦後もアジア太平洋地域には依然として不安定性及び不確実性が存在していますが、我が国としては、米軍の我が国への駐留は引き続き我が国の安全の確保及びアジア太平洋地域の安定と発展への寄与との観点から必要であると考えています。

同時に、米軍施設・区域の周辺に住む方々が抱える御負担については、その軽減のため、政府としても今後とも最大限努力する考えであります。特に、米軍施設・区域が集中する沖縄については、沖縄に関する特別行動委員会、SACO最終報告の着実な実施を通じ、沖縄の施設・区域の整理、縮小、統合に最大限努力していく考えです。

中東情勢とこれに対する我が国の対応については、お尋ねにつきましては、官房長官がお答えをいたします。我が国としては、米軍による仲介努力を含めて引き続き現地情勢を注視し、同時に関係国との連絡を密にしながら、当事者への働き掛けを含め、中東和平のための外交努力を継続してまいります。また、駐イスラエル特命全權大使につきましても、可能な限り早急に任命の手続を進める考えであります。

米国の軍事行動拡大の可能性に関するお尋ねがありました。

先般行われた日米首脳会談において、ブッシュ大統領より、イラク、北朝鮮につきましては、その行動パターンを変えるように国際社会が協力する必要がある、米国はすべての選択肢を排除していないが、平和的に解決したいと考えており、外交的努力を続ける考えである旨の発言があったところであります。したがって、米国が軍事行動を取ることを予断した御質問にお答えすることはできません。

いずれにいたしましても、我が国としては、国際的なテロリズムの防止及び根絶に向け、米国の始めとする国際社会の取組に、主体的な判断を持って積極的に寄与していく考えです。

不審船の引揚げに関するお尋ねがありました。先般の小泉総理と朱鎔基総理の会談においては、不審船問題全般につき、日中間の政治・外交問題とすることなく、冷静な話し合いを通じ解決することを双方で確認しましたが、不審船の引揚げについてのやり取りはありませんでした。

本件については、今後、ダイバーによる船体調査を実施し、引揚げが物理的に可能かどうかなど、船の状況をより詳しく調べたいと考えています。こうした調査の結果判明する状況及び現場海域の天候状況を見ながら次の段階につき判断することになります。

現場は我が国が事実上中国の排他的経済水域として扱っている海域でありますので、政府としては、日中両首脳が確認した共通の認識を踏まえ、中国と調整を図りつつ適切に対応していく考えです。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) 日程第一 刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長  
長武見敏三君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(武見敏三君登壇、拍手)

○武見敏三君 たいま議題となりました受刑者  
移送条約につきまして、外交防衛委員会における  
審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、昭和五十八年三月に欧州評議会で  
作成されたものでありまして、外国において服役  
する受刑者の社会復帰を促進する等のため、受刑  
者をその本国に移送する場合の一般原則、移送の  
条件、手続、移送によって生じる効果等について  
定めたものであります。

委員会におきましては、来日外国人受刑者の大  
半を占める中国、イラン、韓国等に対する受刑者  
移送制度導入の働き掛け、被害者感情に配慮した  
移送の実施、在日米軍人の受刑者の数と本国移送  
による刑の執行軽減の可能性、国際基準に適合し  
た我が国における受刑者の処遇改善等について質  
疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承  
知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致を  
もって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。  
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ  
ます。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしま  
す。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま  
す。

投票総数 二百八  
賛成 二百八

反対  
よって、本件は全会一致をもって承認すること  
に決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしま  
す。

午前十時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君  
副議長 本岡 昭次君

議員  
山本 香苗君 松 あきら君  
高橋紀世子君 平野 達男君  
遠山 清彦君 渡辺 孝男君  
岩本 莊太郎君 広野ただし君  
福本 潤一君 沢 たまき君  
中川 義雄君 日出 英輔君  
島袋 宗康君 西川きよし君  
山口那津男君 加藤 修一君  
弘友 和夫君 木村 仁君  
平野 貞夫君 田村 秀昭君  
風間 和君 高野 博師君  
荒木 清寛君 魚住裕一郎君  
入澤 肇君 松岡満壽男君  
山本 正和君 日笠 勝之君  
森本 晃司君 木庭健太郎君  
泉 信也君 月原 茂皓君  
西岡 武夫君 統 訓弘君  
浜四津敏子君 白浜 一良君  
鶴岡 洋君 草川 昭三君  
浜田卓二郎君 吉田 博美君  
柏村 武昭君 亀井 郁夫君  
山下 善彦君 山内 俊夫君  
森元 恒雄君 松山 政司君

舛添 要一君 藤井 基之君  
野上浩太郎君 森田 次夫君  
中島 啓雄君 愛知 治郎君  
荒井 正吾君 岩城 光英君  
大野つや子君 有馬 朗人君  
阿南 一成君 山崎 力君  
仲道 俊哉君 森山 裕君  
太田 豊秋君 阿部 正俊君  
市川 一朗君 中島 眞人君  
尾辻 秀久君 上野 公成君  
溝手 顕正君 野間 越君  
大島 慶久君 吉村剛太郎君  
松谷蒼一郎君 山崎 正昭君  
片山虎之助君 田中 直紀君  
松田 岩夫君 関谷 勝嗣君  
中曾根弘文君 西田 吉宏君  
陣内 孝雄君 青木 幹雄君  
森下 博之君 西銘順志郎君  
段本 幸男君 伊達 忠一君  
小林 温君 後藤 博子君  
脇 雅史君 齊藤 滋宣君  
大仁田 厚君 加治屋義人君  
山本 一太君 佐藤 昭郎君  
松村 龍二君 林 芳正君  
国井 正幸君 常田 享詳君  
田村 公平君 田浦 直君  
鈴木 政二君 三浦 一水君  
谷川 秀善君 景山俊太郎君  
金田 勝年君 武見 敬三君  
中原 爽君 鴻池 祥肇君  
矢野 哲朗君 加藤 紀文君  
南野知恵子君 河本 英典君  
服部三男雄君 佐藤 泰三君  
宮崎 秀樹君 竹山 裕君  
倉田 寛之君 真鍋 賢二君  
久世 公義君 香掛 哲男君  
野沢 太三君 上杉 光弘君  
中村 敦夫君 鈴木 寛君

岩本 司君 樫葉實津也君  
シケン・アライ君 椎名 素夫君  
山根 隆治君 池口 修次君  
若林 秀樹君 辻 泰弘君  
小斎平敏文君 木俣 佳文君  
谷林 正昭君 羽田雄一郎君  
高橋 千秋君 谷 博之君  
保坂 三蔵君 高嶋 良充君  
藤井 俊男君 佐藤 雄平君  
小宮山洋子君 海野 徹君  
櫻井 充君 小林 元君  
佐藤 道夫君 今泉 昭君  
伊藤 基隆君 朝日 俊弘君  
平田 健二君 郡司 彰君  
小野 清子君 堀 泰介君  
今井 澄君 堀崎 利和君  
長谷川 清君 築瀬 進君  
柳田 稔君 斎藤 十朗君  
井上 吉夫君 勝木 健司君  
広中和歌子君 江田 五月君  
山下八洲夫君 宮本 岳志君  
興石 東君 又市 征治君  
井上 哲士君 紙 智子君  
大塚 耕平君 神本美恵子君  
大門実紀史君 八田ひろ子君  
藤原 正司君 福島 瑞穂君  
小泉 親司君 内藤 正光君  
福山 哲郎君 大沢 辰美君  
浅尾慶一郎君 西山登紀子君  
井上 美代君 大脇 雅子君  
大田 昌秀君 小川 勝也君  
齋藤 勤君 林 紀子君  
本田 良一君 池田 幹幸君  
小池 晃君 和田ひろ子君  
大淵 絹子君 江本 孟紀君  
円 より子君 岩野 君枝君  
山本 孝史君 岩佐 恵美君  
富樫 練三君

官 報 (号 外)

|                                                        |                                       |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                   |                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長の報告事項<br>去る十二日議長において、次のとおり常任委員の<br>辞任を許可し、その補欠を指名した。 |                                       | 議長の報告事項<br>同日議長は、次の内閣提出案を厚生労働委員会に<br>付託した。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 同日議長は、次の内閣提出案を厚生労働委員会に<br>付託した。                                                                                   |                                                                                                                   |
| 内閣委員<br>辞任<br>大淵 絹子君<br>補欠<br>田嶋 陽子君                   | 総務委員<br>辞任<br>山本 孝史君<br>補欠<br>高嶋 良充君  | 外交防衛委員<br>辞任<br>扇 千景君<br>補欠<br>泉 信也君       | 財政金融委員<br>辞任<br>今泉 昭君<br>補欠<br>勝木 健司君                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 文教科科学委員<br>辞任<br>田嶋 陽子君<br>補欠<br>大淵 絹子君                                                                           | 泉 信也君<br>補欠<br>千景君                                                                                                |
| 厚生労働委員<br>辞任<br>勝木 健司君<br>補欠<br>今泉 昭君                  | 行政監視委員<br>辞任<br>若林 秀樹君<br>補欠<br>岩本 司君 | 予算委員<br>辞任<br>高嶋 良充君<br>補欠<br>山本 孝史君       | 同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付し<br>た。<br>パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求め<br>る決議<br>日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議<br>同日内閣から次の答弁書を受領した。<br>参議院議員大脇雅子君提出労働分野における規<br>制改革に関する質問に対する答弁書(第一〇号)<br>同日内閣から、次の質問については、検討する必<br>要があり、これに日時を要するため、明示する期<br>限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後<br>段の規定による通知書を受領した。<br>参議院議員中村敦夫君提出過剰水源開発問題に<br>関する質問(第一九号)(答弁することができ<br>期限 七月一日)<br>同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通<br>知した。<br>日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法<br>律<br>特定商取引に関する法律の一部を改正する法律<br>一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の<br>辞任を許可し、その補欠を指名した。 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決<br>した旨衆議院に通知した。<br>日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法<br>律案<br>特定商取引に関する法律の一部を改正する法律<br>案               | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決<br>した旨衆議院に通知した。<br>日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法<br>律案<br>特定商取引に関する法律の一部を改正する法律<br>案               |
| 外交防衛委員<br>辞任<br>齋藤 勲君<br>補欠<br>今泉 昭君                   | 財政金融委員<br>辞任<br>櫻井 充君<br>補欠<br>佐藤 雄平君 | 文教科科学委員<br>辞任<br>大仁田 厚君<br>補欠<br>松山 政司君    | 厚生労働委員<br>辞任<br>今泉 昭君<br>補欠<br>齋藤 勲君                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 農林水産委員<br>辞任<br>松山 政司君<br>補欠<br>大仁田 厚君                                                                            | 国土交通委員<br>辞任<br>佐藤 雄平君<br>補欠<br>櫻井 充君                                                                             |
| 環境委員<br>辞任<br>小泉 顕雄君<br>補欠<br>片山虎之助君                   | 予算委員<br>辞任<br>岩本 司君<br>補欠<br>若林 秀樹君   | 行政監視委員<br>辞任<br>若林 秀樹君<br>補欠<br>岩本 司君      | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員<br>会に付託した。<br>消防法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)<br>司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正<br>する法律案(閣法第五二号)<br>法務委員会に付託                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員<br>会に付託した。<br>消防法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)<br>司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正<br>する法律案(閣法第五二号)<br>法務委員会に付託 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員<br>会に付託した。<br>消防法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)<br>司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正<br>する法律案(閣法第五二号)<br>法務委員会に付託 |

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案(閣法第六〇号)  
 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

財政金融委員会に付託  
 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二一〇号)

厚生労働委員会に付託  
 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三三号) 経済産業委員会に付託  
 昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

西銘順志郎君

宮本 岳志君

総務委員

辞任

吉川 春子君

法務委員

辞任

小泉 顯雄君

外交防衛委員

辞任

福島啓史郎君

財政金融委員

辞任

今泉 昭君

文教科学委員

辞任

佐藤 雄平君

松山 政司君

補欠

福島啓史郎君

吉川 春子君

補欠

宮本 岳志君

補欠

片山虎之助君

補欠

西銘順志郎君

齋藤 勤君

補欠

櫻井 充君

補欠

大仁田 厚君

補欠

厚君

厚生労働委員

辞任

齋藤 勤君

補欠

今泉 昭君

農林水産委員

辞任

大仁田 厚君

補欠

松山 政司君

補欠

経済産業委員

辞任

藤原 正司君

補欠

谷 博之君

補欠

国土交通委員

辞任

櫻井 充君

補欠

佐藤 雄平君

補欠

片山虎之助君

小泉 顯雄君

補欠

谷 博之君

藤原 正司君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第五二一号)

独立行政法人造幣局法案(閣法第六三三三号)

独立行政法人国立印刷局法案(閣法第六四四号)

貨幣回収準備資金に関する法律案(閣法第六五五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一六六号)

犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一七七号)

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一八八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

健康保険法等の一部を改正する法律案(五島正規君外三名提出)(衆第一三三三号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

自然公園法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一四四号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自然公園法の一部を改正する法律

審査報告書

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

刑を言い渡された者の移送に関する条約

この条約の署名国である欧州評議会の加盟国及び他の国は、

欧州評議会の目的がその加盟国の一層強化された統合を達成することであることを考慮し、

刑事法の分野における国際協力が更に発展する

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、外国において刑を言い渡された者をその本国に移送するための手続等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献し、刑を言い渡された者の社会復帰を促進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

刑を言い渡された者の移送に関する条約

この条約の署名国である欧州評議会の加盟国及び他の国は、

欧州評議会の目的がその加盟国の一層強化された統合を達成することであることを考慮し、

刑事法の分野における国際協力が更に発展する

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十四年四月十七日 参議院会議録第十八号

議長報告事項 刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

ことを希望し、

このような協力が司法の目的及び刑を言い渡された者の社会復帰を促進すべきであることを考慮し、

これらを促進するためには、犯罪を行った結果として自由を奪われている外国人に対し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えることが求められていることを考慮し、

これらの外国人をその本国に移送することによりそのような要請に最もよく応ずることができるとを考慮して、

次のとおり協定した。

# 第一条 定義

この条約の適用上、

a 「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰又は措置であつて自由の剝奪を伴うものをいう。

b 「判決」とは、刑を命ずる裁判所の決定又は命令をいう。

c 「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を命じた国をいう。

d 「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る国又は移送された国をいう。

## 第二条 一般原則

1 締約国は、刑を言い渡された者の移送に関し、この条約に従い協力のための最大限の措置を相互にとることを約束する。

2 一の締約国の領域において刑を言い渡された者は、自己に命ぜられた刑に服するため、この条約に従い他の締約国の領域に移送されることができる。このため、当該者は、裁判国又は執行国に対し、この条約に従い移送されることについて自己の関心を表明することができる。

3 裁判国又は執行国のいずれの国も移送について要請することができる。

## 第三条 移送の条件

1 刑を言い渡された者については、次の条件が満たされる場合に限り、この条件に基づいて移送することができる。

a 当該者が執行国の国民であること。

b 判決が確定していること。

c 移送の要請があつた時に、当該者が刑に服する期間として少なくとも六箇月の期間が残っていること又は刑の期間が定められていないこと。

d 当該者が移送に同意していること又は裁判国若しくは執行国のいずれかの国が当該者の年齢、身体の状態若しくは精神の状態を考慮して必要と認める場合には当該者の法律上の代理人が移送に同意していること。

e 刑が命ぜられたことの理由となつた作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること。

f 裁判国及び執行国が移送に同意していること。

2 締約国は、例外的な場合には、刑を言い渡された者が刑に服すべき期間が1cに規定する期間より短いときにおいても、移送に同意することができる。

3 いずれの国も、この条約への署名の時又はこの条約の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、欧州評議会事務局長にあてた

宣言により、他の締約国との関係において第9条1a及びbに規定するいずれかの手続の適用を除外する意思を有することを明示することができる。

4 いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた宣言により、当該国に関する限りにおいて、この条約の適用上、「国民」という語をいつでも定義することができる。

## 第四条 情報を提供する義務

1 裁判国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知する。

2 裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後で、速やかに、執行国にその旨を通報する。

3 2の通報には、次の事項を含む。

a 刑を言い渡された者の氏名、生年月日及び出生地

b 当該者が執行国に住所を有する場合には、執行国における住所

c 刑の根拠となつた事実

d 刑の性質、期間及び開始日

4 裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合には、当該執行国の要請により3に掲げる事項を執行国に通報する。

5 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、1から4までの規定に従つたとつたすべての措置及びいずれかの国が移送の要請について行つたすべての決定を書面により通知する。

## 第五条 要請及び回答

1 移送の要請及び回答は、書面により行う。

2 要請は、要請国の法務省が要請を受ける国の法務省あてに行う。回答は、要請の場合と同一の経路により通報される。

3 いずれの締約国も、欧州評議会事務局長にあてた宣言により、通報のための他の経路を利用することを明示することができる。

4 要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。

## 第六条 補助的な文書

1 執行国は、裁判国の要請があつた場合には、裁判国に次の文書を提供する。

a 刑を言い渡された者が執行国の国民であることを示す文書又は説明書

b 裁判国において刑が命ぜられたことの理由となつた作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す関係法令の写し

c 第9条2に規定する通報の内容を記載した説明書

2 裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、執行国に次の文書を提供する。

a 判決及び判決の根拠となつた法令の認証原本

b 既に刑に服した期間を明示する説明書(裁判の前の拘禁、刑の減免その他刑の執行に関連する事項についての情報に係るものを含む。)

c 第三条1dに規定する移送についての同意を記載した宣言

d 適当な場合には、刑を言い渡された者の医療又は社会生活に関する報告書並びに裁判国における当該者の処遇に関する情報及び執行国における移送後の処遇に関する意見に関する文書

3 裁判国又は執行国は、移送について要請する前又は移送に同意するかしないかを決定する前に、1又は2に掲げる文書又は説明書の提供を求めることができる。

#### 第七条 同意及びその確認

1 裁判国は、第三条1dの規定に従って移送について同意する者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。同意の付与に関する手続は、裁判国の法令により規律される。

2 裁判国は、執行国に対し、同意が1に定める条件に従って行われたことを領事又は執行国と合意した他の公務員を通じて確認する機会を与える。

#### 第八条 裁判国に対する移送の効果

1 執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。

2 裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもちや執行することができない。

#### 第九条 執行国に対する移送の効果

1 執行国の権限のある当局は、次のいずれかのことを行う。

a 次条に規定する条件の下で、直接に又は裁

判所の若しくは行政上の命令に従い、裁判国の刑の執行を継続すること。

b 裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について執行国の法令が規定する制裁に代えるために、第十一条に規定する条件の下で、司法手続又は行政手続に従い裁判国の刑を執行国の決定に転換すること。

2 執行国は、要請がある場合には、刑を言い渡された者の移送の前に、1a又はbのいずれの手続に従うかについて裁判国に通報する。

3 刑の執行については、執行国の法令により規律され、及び執行国のみがすべての適当な決定を行う権限を有する。

4 精神の状態を理由として犯罪を行ったことについて刑事上の責任を有しないとされた者に対して他の締約国の領域においてとられた措置を実施するに当たり、自国の法令上1に定める手続をとることができない国であって自国において処遇するため当該者を受け入れる用意のあるものは、欧州評議会事務局局長に於てた宣言により、このような場合において従う手続について明示することができる。

#### 第十条 刑の執行の継続

1 刑の執行を継続する場合には、執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

2 もっとも、執行国は、刑の性質若しくは期間が自国の法令に適合しない場合又は自国の法令が要求する場合には、裁判所の又は行政上の命令により、当該刑による制裁を同一の犯罪行為について自国の法令が規定する刑罰又は措置に合わせることができる。刑罰又は措置は、その

性質に関して、執行されるべき刑として命ぜられた刑罰又は措置にできる限り合致するものとする。刑罰又は措置は、その性質又は期間について、裁判国において命ぜられた制裁より重いものとしてはならず、かつ、執行国の法令に規定する最も重いものを超えてはならない。

#### 第十一条 刑の転換

1 刑の転換を行う場合には、執行国の法令に規定する手続を適用する。刑の転換を行う場合において、権限のある当局は、次の条件に従う。

a 裁判国において言い渡された判決から明示的又は黙示的に認められる限りにおいて、その判決の事実の認定に拘束される。

b 自由の剥奪を伴う制裁を財産上の不利益を課する制裁に転換することはできない。

c 刑を言い渡された者が服した、自由を剥奪されたすべての期間を差し引く。

d 刑を言い渡された者の制裁の状態をより重いものとしてはならず、かつ、当該者の行った犯罪行為について執行国の法令が定める最も軽いものに拘束されない。

2 執行国は、刑を言い渡された者の移送の後に刑の転換のための手続を行う場合には、その手続の結果が出るまでの間、当該者を拘留し、又は他の方法により執行国における当該者の所在を確保にする。

#### 第十二条 特赦、大赦及び減刑

締約国は、自国の憲法又は他の法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

#### 第十三条 判決に対する再審

裁判国のみが判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。

#### 第十四条 刑の執行の終了

執行国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

#### 第十五条 刑の執行に関する情報

執行国は、次の場合には、裁判国に対して刑の執行に関する情報を提供する。

a 刑の執行が終了したと認める場合

b 刑を言い渡された者がその刑の執行が終了する前に逃走した場合

c 裁判国が特に報告を求める場合

#### 第十六条 通過

1 締約国は、その領域を刑を言い渡された者が通過することにつき、他の締約国から要請された場合において、当該他の締約国がその領域へ又はその領域から当該者を移送することについて第三国(締約国であるかないかを問わない)との間で合意しているときは、国内法令に従って当該要請を認める。

2 締約国は、次の場合には、通過を認めることを拒否することができる。

a 刑を言い渡された者が自国民である場合

b 刑が命ぜられる原因となった犯罪が自国の法令によるならば犯罪とならない場合

3 通過の要請及び回答は、第五条2及び3に規定する経路によって行う。

4 締約国は、その領域を刑を言い渡された者が通過することにつき、非締約国から要請された場合において、当該非締約国がその領域へ又はその領域から当該者を移送することについて他の締約国との間で合意しているときは、当該要

請を認めることができる。

5 通過を認めることを要請された締約国は、その領域を通過するために必要とする限度において、その間、刑を言い渡された者を抑留することができる。

6 通過を認めることを要請された締約国は、自国の領域において、刑を言い渡された者が裁判国の領域から出発する前に行った犯罪行為又は命ぜられた刑を理由として、訴追されず、5に規定する場合を除くほか、拘禁されず又は他の方法により自由を制限されないことを保証するよう要請されることがある。

7 締約国の領域を空路によって護送する場合において、その領域内に着陸する予定がないときは、通過の要請は必要としない。もっとも、各国は、この条約への署名の時又はこの条約の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、欧州評議会事務局長に於てた宣言により、当該領域のこのような通過について通報するよう要請することができる。

#### 第十七条 言語及び費用

1 第四条2から4までの規定に従って提供する情報は、そのあて先となる締約国の言語又は欧州評議会の公用語の一により提供される。

2 3の規定に従うことを条件として、移送の要請又は補助的な文書の翻訳は必要としない。

3 いずれの国も、この条約への署名の時又はこの条約の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、欧州評議会事務局長に於てた宣言により、移送の要請又は補助的な文書に自国の言語、欧州評議会の公用語の一又は当該国が明示するこれらの言語の一による翻訳を添付

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

するよう求めることができる。当該国は、その機会に、欧州評議会の公用語以外の言語による翻訳も受け入れる用意があることを宣言することができる。

4 第六条2aに掲げる文書を除くほか、この条約の適用に当たり送付される文書は、認証を必要としない。

5 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。

#### 第十八条 署名及び効力発生

1 この条約は、欧州評議会の加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国の署名のために開放しておく。この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

2 この条約は、欧州評議会の三の加盟国が、この条約に拘束されることに同意する旨を1の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨を2の要件が満たされた日以後に表明する署名国については、批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

#### 第十九条 欧州評議会の非加盟国の加入

1 この条約の効力発生の後、欧州評議会閣僚委員会は、この条約の締約国との協議の後に、欧州評議会規程第二十条dに規定する多数の議決であって同委員会に出席する資格を有するすべ

ての締約国の代表の賛成票を含むものによる決定により、欧州評議会の非加盟国で前条1の規定に該当しない国に対してこの条約に加入するよう要請することができる。

2 この条約は、この条約に加入する国については、加入書を欧州評議会事務局長に寄託した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

#### 第二十条 領域的適用範囲

1 いずれの国も、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、この条約を適用する領域を特定することができる。

2 いずれの国も、その後いつでも、欧州評議会事務局長に於てた宣言により、その宣言において特定された他の領域についてこの条約の適用を拡大することができる。この条約は、当該他の領域については、同事務局長が当該宣言を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 1及び2の規定に基づき行われたいかなる宣言も、その宣言において特定された領域について、欧州評議会事務局長に於てた通告により撤回することができる。撤回は、同事務局長が当該通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

#### 第二十一条 時間的適用範囲

この条約は、その効力発生の日の前又は以後に命ぜられた刑の執行について適用する。

#### 第二十二条 他の条約及び協定との関係

1 この条約は、刑事についての国際協力に関する他の条約であって対質又は証言の目的のための拘禁された者の移送について規定するものと及

び犯罪人の引渡しに関する条約から生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 二以上の締約国が、刑を言い渡された者の移送に関する協定若しくは条約を締結し若しくは刑を言い渡された者の移送に関する他の方法による固有の関係を設定している場合又は将来そのような協定若しくは条約を締結し若しくはそのような関係を設定する場合には、この条約に代えて当該協定若しくは条約を適用し又は当該他の方法による関係を規律する権利を有する。

3 この条約は、刑事の判決の国際的な効力に関する欧州条約の締約国が同条約の規定を補足し又は同条約に定める原則の適用を促進するため同条約の取り扱う事項について二国間又は多数国間の協定を締結する権利に影響を及ぼすものではない。

4 移送の要請が、この条約に加えて、刑事の判決の国際的な効力に関する欧州条約又は刑を言い渡された者の移送に関する他の協定若しくは条約の適用を受ける場合には、要請国は、要請の時にいずれの条約に基づいて要請を行うかを明示する。

#### 第二十三条 友好的な解決

欧州評議会の犯罪問題に関する欧州委員会は、この条約の適用に関して常時通報を受けるものとし、この条約の適用から生ずるいかなる問題についても友好的な解決を促進するために必要なことを行う。

#### 第二十四条 廃棄

1 いずれの締約国も、欧州評議会事務局長に於てた通告により、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2

廃棄は、欧州評議会事務局長が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 この条約は、廃棄が効力を生ずる日の前にこの条約の規定に従って移送された者の刑の執行について引き続き適用する。

## 第二十五条 通報

欧州評議会事務局長は、欧州評議会の加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国及びこの条約に加入した国に対して次の事項を通報する。

a 署名

b 批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

c 第十八条2及び3、第十九条2並びに第二十條2及び3の規定に従う効力発生の日

d この条約に関して行われるその他の行為、宣言、通告又は通報

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十三年三月二十一日にストラスブルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、欧州評議会に寄託する。欧州評議会事務局長は、欧州評議会の各加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国及びこの条約に加入するよう要請されたすべての国にその認証謄本を送付する。

## 投票者氏名

日程第一 刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

## 賛成者氏名

二〇八名

|        |        |        |         |        |        |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 阿南 一成君 | 阿部 正俊君 | 野沢 太三君 | 野間 越君   | 辻 泰弘君  | 角田 義一君 |
| 愛知 治郎君 | 青木 幹雄君 | 南野知恵子君 | 服部三男雄君  | 内藤 正光君 | 羽田雄一郎君 |
| 荒井 正吾君 | 有馬 朗人君 | 林 芳正君  | 日出 英輔君  | 長谷川 清君 | 平田 健二君 |
| 井上 吉夫君 | 泉 信也君  | 藤井 基之君 | 保坂 三蔵君  | 広中和歌子君 | 福山 哲郎君 |
| 市川 一朗君 | 入澤 肇君  | 真鍋 賢二君 | 舛添 要一君  | 藤井 俊男君 | 藤原 正司君 |
| 岩城 光英君 | 上杉 光弘君 | 松谷蒼一郎君 | 松田 岩夫君  | 堀 利和君  | 本田 良一君 |
| 上野 公成君 | 小野 清子君 | 松村 龍二君 | 松山 政司君  | 円より子君  | 峰崎 直樹君 |
| 尾辻 秀久君 | 大島 慶久君 | 三浦 一水君 | 溝手 顕正君  | 篠瀬 進君  | 柳田 稔君  |
| 大仁田 厚君 | 大野つや子君 | 宮崎 秀樹君 | 森下 博之君  | 山下八洲夫君 | 山根 隆治君 |
| 太田 豊秋君 | 加治屋義人君 | 森田 次夫君 | 森元 恒雄君  | 山本 孝史君 | 和田ひろ子君 |
| 加藤 紀文君 | 景山俊太郎君 | 森山 裕君  | 矢野 哲朗君  | 若林 秀樹君 | 薬科 満治君 |
| 柏村 武昭君 | 片山虎之助君 | 山内 俊夫君 | 山崎 力君   | 荒木 清寛君 | 魚住裕一郎君 |
| 金田 勝年君 | 亀井 郁夫君 | 山崎 正昭君 | 山下 善彦君  | 加藤 修一君 | 風間 昶君  |
| 河本 英典君 | 木村 仁君  | 山本 一太君 | 吉田 博美君  | 草川 昭三君 | 木庭健太郎君 |
| 久世 公堯君 | 倉掛 哲男君 | 吉村剛太郎君 | 脇 雅史君   | 沢 たまき君 | 白浜 一良君 |
| 国井 正幸君 | 倉田 寛之君 | 浅尾慶一郎君 | 朝日 俊弘君  | 高野 博師君 | 統 訓弘君  |
| 小齊平敏文君 | 小林 温君  | 伊藤 基隆君 | 池口 修次君  | 鶴岡 洋君  | 遠山 清彦君 |
| 後藤 博子君 | 鴻池 祥肇君 | 今井 澄君  | 今泉 昭君   | 浜田卓二郎君 | 浜四津敏子君 |
| 佐藤 昭郎君 | 佐藤 泰三君 | 岩本 司君  | 海野 徹君   | 日笠 勝之君 | 福本 潤一君 |
| 斎藤 滋宣君 | 斎藤 十朗君 | 江田 五月君 | 江本 孟紀君  | 松 あきら君 | 森本 晃司君 |
| 陣内 孝雄君 | 鈴木 政二君 | 小川 勝也君 | 大塚 耕平君  | 山口那津男君 | 山本 香苗君 |
| 関谷 勝嗣君 | 田浦 直君  | 岡崎トミ子君 | 勝木 健司君  | 渡辺 孝男君 | 井上 哲士君 |
| 田中 直紀君 | 田村 公平君 | 神本美恵子君 | 川橋 幸子君  | 井上 美代君 | 池田 幹幸君 |
| 伊達 忠一君 | 竹山 裕君  | 木俣 佳文君 | 郡司 彰君   | 市田 忠義君 | 岩佐 恵美君 |
| 武見 敬三君 | 谷川 秀善君 | 小林 元君  | 小宮山洋子君  | 緒方 靖夫君 | 大沢 辰美君 |
| 段本 幸男君 | 月原 茂皓君 | 興石 東君  | 佐藤 泰介君  | 紙 智子君  | 小池 晃君  |
| 常田 享詳君 | 中川 義雄君 | 齋藤 道夫君 | 佐藤 雄平君  | 小泉 親司君 | 大門実紀史君 |
| 中島 啓雄君 | 中島 眞人君 | 齋藤 勤君  | 櫻井 充君   | 富樫 練三君 | 西山登紀子君 |
| 中曾根弘文君 | 中原 爽君  | 榎葉賀津也君 | 鈴木 寛君   | 富樫 練三君 | 八田ひろ子君 |
| 仲道 俊哉君 | 西田 吉宏君 | 高嶋 良充君 | 高橋 千秋君  | 林 紀子君  | 筆坂 秀世君 |
| 西銘順志郎君 | 野上浩太郎君 | 谷 博之君  | 谷林 正昭君  | 宮本 岳志君 | 吉岡 吉典君 |
|        |        | 千葉 景子君 | ツルシマルイ君 | 吉川 春子君 | 岩本 莊太君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 島袋 宗康君 | 田村 秀昭君 |
| 高橋紀世子君 | 西岡 武夫君 |
| 西川きよし君 | 平野 貞夫君 |
| 平野 達男君 | 広野ただし君 |
| 松岡満壽男君 | 山本 正和君 |
| 大淵 絹子君 | 大脇 雅子君 |
| 大田 昌秀君 | 福島 瑞穂君 |
| 又市 征治君 | 椎名 素夫君 |
| 中村 敦夫君 | 本岡 昭次君 |

反対者氏名

○名

労働分野における規制改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十四年二月十八日

大脇 雅子

参議院議長 井上 裕殿

労働分野における規制改革に関する質問主意書

二十二年十二月十二日に行政改革推進本部規制改革委員会「規制改革に関する見解」(以下「見解」という。)が公表され、二十二年十二月十一日には総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第一次答申」(以下「答申」という。)が公表された。右の二文書の示す規制改革の方向は、物の製造の業務についての派遣の解禁、期間制限の緩和など、労働分野における更なる大幅な規制緩和を求めるものである。

そこで、以下質問する。

一、「官民の関係」について

見解は、有料職業紹介事業の取扱職業がネガティブリスト化され、「官民が労働市場という共通のフィールドにおいて競争しあう環境が従前に比べ、格段に整備された。」(二百一頁)とするが、ILO百八十一号職業紹介条約は、「官民の関係」について、「協力関係」でなく、「競争関係」ととらえていると解するか。

また、見解がいう「競争」とは、どのような趣旨であるか。

二、派遣労働者の「職業選択の自由」について

答申は、「派遣労働者にも、他の労働者と同様に職業選択の自由が認められるべきであり、職種や機会が制限されていることは問題であるから、「対象業務や派遣期間の制限については、これを原則として撤廃することが望ましい」(二十八頁)と述べているが、業務や機会の制限を撤廃すれば、職業選択の自由が保障されるという趣旨か。

また、労働者が派遣という就業形態を任意に選択するとしても、その際、法による規制を前提として選択していると思われるが、この点を職業選択の自由の観点からどのように考えるのか。

三、物の製造に係る業務を適用除外業務とする点について

物の製造に係る業務を適用除外業務とする点について、見解は「ILO百八十一号条約に抵触するおそれがあるとの意見もある」と指摘するが、そのような指摘はILOの公式見解か。

また、そのような指摘をなしている論者の氏名、職業、出典を明らかにされたい。

答申が「他国の状況も踏まえながら、これを解禁することも含めて検討すべきである。」(二十八頁)としているのは、対象業務の解禁のみをいうのか、それとも常用代替を防止し、労働者の雇用及び労働条件を確保するための規制の在り方を広く検討する趣旨かも併せて確認したい。

四、派遣を通じた雇用機会の拡大について

見解が「物の製造」の業務について派遣事業が認められるならば、これによって派遣を通じた雇用機会の拡大が期待できるという一面もある。(二百六頁)とする根拠は何か。

五、「期間制限三年の派遣対象業務の拡大」等について

答申は、「現下の深刻な雇用情勢にかんがみ」、「緊急措置として現在三年の派遣が認められている業務(旧適用対象二十六業務)の範囲を拡大することについて今年度中に検討・結論を得るべきである(二十九頁)としているが、「三年の派遣が認められている」とする法的根拠は何か。

また、新たに期間制限三年の派遣対象業務を拡大すれば、現下の深刻な雇用情勢が改善されるかのように受け止められるが、その根拠はどこにあるか。

六、「法見直しの趣旨」について

見解は、労働者派遣(臨時的・一時的派遣)の一年の期間制限を緩和する必要があるとして、派遣会社の売上実績が当初の予想を下回ったとするアンケート回答が多いこと、そのうち大多数が

一年制限がネックになっていると回答していることに触れている(二百六頁～二百七頁)が、これは派遣会社の売上が予想を下回る実績となったことを問題ととらえる趣旨か。

また、派遣会社の売上実績が予想通りに確保できるようにすることが法見直しの趣旨と解してよいのか。そうであれば、その根拠は何か。

七、「契約期間の短期化」の傾向について

見解は、派遣労働者の「一年では雇用について不安、生活設計ができない」、派遣先の「一年だと仕事を覚えた頃には終了し、戦力にならない」という意見に耳を傾ける必要がある(二百七頁)とする。派遣労働者の「一年では雇用について不安、生活設計ができない」との意見に耳を傾けるべきだとするのは、派遣労働者の雇用安定のためにも期間制限を緩和すべしとする趣旨と解してよいのか。

また、派遣先の「一年だと仕事を覚えた頃には終了し、戦力にならない」という意見にも耳を傾ける必要があるとするが、そのような声の反面で、労働者派遣期間が短期化している傾向があることについてどのように考えるか。この「契約期間の短期化」の傾向について、見解の中で指摘しなかった理由は何か。

八、派遣労働者のデータについて

見解は、労働力調査特別調査によると派遣社員は三十八万人であることから、労働者派遣法の改正による雇用拡大効果は、せいぜい数千規模にとどまるものと推定される。つまり、規制緩和(ネガティブリスト化)の効果が、現実にはほとんど見られない(二百七頁)と述べているが、労働力調査特別調

査の派遣労働者数は実態をどのように反映していると考えるか。

また、労働者派遣法に基づく平成十二年事業報告の集計結果(平成十三年十二月二十八日厚生労働省発表)によると、派遣労働者数の飛躍的な増大、派遣料金の低下の反面で事業収入が伸びていることなど、経費削減を目的とした常用代替労働者派遣の活用が拡大している傾向を示すデータもあるが、これについてはどのように考慮したのか。

さらに、いわゆる「構内下請け」といわれる労働者の受入れ形態や、請負・委託を偽装した違法派遣については、統計データに反映されないが、このことについてどのように考えるか。

#### 九、「常用代替」について

見解が、パートと一般労働者との間でもミクロの事業所レベルでは代替現象があまり生じていないという平成十二年版労働白書の指摘に基づいて、労働者派遣について常用代替を問題にするのは大袈裟であると評価する根拠は何か。

また、見解は、「労働力調査特別調査」によれば、派遣の規模はせいぜいパートの二十分の一に過ぎない(二十八万人/七百五十三万人)。常用代替を問題にすること自体がいかに大袈裟かがこのことから分かる。(二百八頁)としているが、この指摘は、前述の物の製造にかかると業務を派遣対象とすれば、見解が「派遣を通して雇用機会の拡大が期待できるという一面もある」とし、あるいは答申が現下の深刻な雇用情勢にかんがみ三年までの派遣が認められている業務を緊急に拡大する措置を採るべきだとすることと齟齬すると考えるがどうか。

#### 十、派遣先からの通知について

見解が、「一年制限」に関連した派遣先からの通知を「書面」とする現行制度から、「口頭」でも認める(二百九頁)とする根拠は何か。

また、答申が派遣先事業主から派遣元事業主に對する通知をなすについて「電子媒体による」ことも可能である(二百九頁)とする根拠は何か。

十一、見解及び答申取りまとめの考え方について「ハローワークもいらない組織」、「人材派遣や職業紹介などの仕事は民間に任せて欲しい」、「ハローワークに比べて情報の質量が違う」、「仕事の紹介は情報サービスなのだから情報料を載くのは当然」、「百万円でも安いと感じるかもしれない。そういう部分に行政がいちいち介入しないで欲しい」という総合規制改革会議委員のマスコミ発言(平成十三年十一月二十二日夕刊フジ「トップ直撃」)は、既に日本が批准しているILO百八十一号条約の趣旨に照らして容認できないものと考えるがどうか。

また、このような発言の趣旨に基づいて、見解及び答申が取りまとめられたと受け止めてよいのか。

平成十四年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員大脇雅子君提出労働分野における規制改革に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

平成十四年四月十七日 参議院会議録第十八号

質問主意書及び答弁書

参議院議員大脇雅子君提出労働分野における規制改革に関する質問に對する答弁書

#### 一について

民間職業仲介事業所に関する条約(第百八十一号)(平成十一年条約第九号。以下「条約」という。)は、前文において、「労働市場において民間職業仲介事業所が果たし得る役割を認識し」て条約を採択すると定め、また、第十三条において、「加盟国は「公共職業安定組織と民間職業仲介事業所との間の協力を促進するための条件を策定し、確立させ及び定期的に検討する」と定めている。このことから、条約は、民間職業仲介事業所の労働市場における役割を積極的に位置付け、公共職業安定組織及び民間職業仲介事業所の両者は、相互の協力の下に、それぞれの特性をいかしたサービスを労働市場に提供すべきであるという考えに基づいて採択されたものであると理解している。

また、平成十二年十二月十二日に行政改革推進本部規制改革委員会が公表した「規制改革についての見解(以下「見解」という。))における官民の労働市場における「競争」とは、労働市場において、職業安定機関及び職業紹介事業者の両者がそれぞれの特性をいかしたサービスを提供し、それらが求職者及び求人者に選択されることを指したものと理解している。

#### 二について

平成十三年十二月十一日に総合規制改革会議が公表した「規制改革の推進に関する第一次答申(以下「答申」という。))における御指摘の部分は、労働者派遣制度における対象業務や派遣期間の制限について、これを原則として撤廃する

ことが望ましいとの考え方に留意することを求めたものであり、対象業務や派遣期間の制限を撤廃すれば、職業選択の自由が保障されるという趣旨ではないと理解している。

また、派遣労働者は、労働者派遣について公共の福祉のために設けられた規制を前提とした上で、多様な就業形態の中から派遣就業を選択していると考えられ、派遣労働者にも職業選択の自由はこのような規制の枠内において保障されていると考えている。

#### 三について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))において物の製造の業務が労働者派遣事業の対象業務から除かれていることについて、国際労働機関(ILO)が条約に違反する旨の見解を示したことはないことを承知している。

見解における御指摘の部分は、規制改革委員会の委員等によりなされた議論等の結果形成された同委員会としての認識に基づき記述されたものであると承知しているが、当該部分に係る具体的な議論等の内容については承知していない。

また、答申における御指摘の部分は、物の製造の業務を労働者派遣事業の対象業務とすることについて検討することを求めたものであると理解しているが、このような検討については、雇用就業形態の多様化に対応した雇用の場の確保や労働者保護措置の在り方等にも留意しつつ行う必要があるものと考えている。

## 四について

見解における御指摘の部分は、規制改革委員会の委員等によりなされた議論等の結果形成された同委員会としての認識に基づき記述されたものであると承知しているが、当該部分に係る具体的な議論等の内容については承知していない。

## 五について

労働者派遣法第四十条の二第一項各号に掲げる業務については、一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることができることとされているものの、派遣先における常用雇用の機会が不当に狭められることを防止する観点から、労働者派遣事業関係業務取扱要領(平成十三年十二月二十一日付け職発第七百六十四号・能発第五百六十号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通達別添二)において、合理的な理由なく同一の派遣労働者について同一の業務に対する労働者派遣が三年を超えて行われることのないよう、派遣元事業主に対して指導すること等とされているところである。

また、答申の「現下の深刻な雇用情勢にかんがみ、上記の法改正に至るまでの緊急措置として現在三年の派遣が認められている業務(旧適用対象二十六業務)の範囲を拡大する」という部分は、総合規制改革会議の委員等によりなされた議論等の結果、一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることができる業務の範囲を拡大することは、多様な形態による雇用就業機会の確保により労働力需給調整機能の強化が図られ、雇用情勢の改善に資するものであるという認識に基づき記述されたものである

## 六について

見解が、社団法人日本人材派遣協会の調査結果を引用したのは、平成十一年の労働者派遣法の改正により新たに労働者派遣事業を行うことが可能となった業務に係る労働力の需要を表すためであり、派遣会社の売上げが予想を下回る実績となったことを問題ととらえる趣旨ではないと理解している。

また、平成十三年八月三十一日から労働政策審議会において調査検討を開始している労働者派遣制度全体の見直しについては、労働力需給調整機能の強化を図ることを目的として進められているものであり、派遣会社の売上実績を予想どおりに確保できるようにすることをその趣旨とするものではない。

## 七について

見解が、派遣労働者の「一年では雇用について不安、生活設計ができない」といった意見に耳を傾けるべきであるとしたのは、そのような意見も含め、様々な関係者の意見を聴いて、派遣期間の制限緩和について検討することを求めたものであると理解している。

また、派遣契約に基づく派遣期間については、平成九年五月から六月に労働省が行った労働者派遣事業実態調査においては、六か月以内の者が四十八・七パーセント、六か月超一年以内の者が三十七・一パーセント、一年超の者が十四・二パーセント、平成十三年一月に厚生労働省が行った同調査においては、六か月未満の者が三十九・三パーセント、六か月以上一年未満の者が四十五・一パーセント、一年以上の者が

十五・六パーセントとなっており、これらの調査からは派遣労働者の派遣期間が短期化している傾向があるとはいえないと考えている。

見解において派遣労働者の派遣期間の傾向について記述しなかった理由については承知していない。

## 八について

平成十二年八月の労働力調査特別調査は、平成十二年八月二十五日から同月三十一日までの間の就業状態を調査したものであり、その間に就業しなかった者については就業者数に計上されないため、同調査における労働者派遣事業所の派遣社員数は、実際に派遣労働者として就業を行うことを常態としている者の数よりも少ないものと考えている。

見解が取りまとめられたのは平成十二年十二月であり、平成十三年十二月に取りまとめられた平成十二年度における労働者派遣法第二十三条に基づく事業報告書の集計結果については考慮されていないものと承知している。

製造業の工場内において請負等と称して行われている事業の中には、適法に行われているものがある一方、実態として労働者派遣事業に該当するものもあり、こうした事業に従事している労働者数は、各種統計において派遣労働者数として計上されていないものと認識しているが、こうした違法な労働者派遣事業については、今後とも指導監督等を行っていく必要があると考えている。

## 九について

見解の「マクロ的には代替現象が生じていると見られるパートと一般労働者との間において

も、ミクロの事業所レベルでは、代替現象があまり生じていないことを、労働白書は明らかにしている。』及び「労働力調査特別調査」によれば、派遣の規模はせいぜいパートの二十分の一に過ぎない(三十八万人/七百五十三万人)。常用代替を問題とすること自体がいかに大袈裟かがこのことから分かる。』という部分は、規制改革委員会の委員等によりなされた議論等の結果形成された同委員会としての認識に基づき記述されたものであると承知しているが、当該部分に係る具体的な議論等の内容については承知していない。

また、見解の「派遣の規模はせいぜいパートの二十分の一に過ぎない(三十八万人/七百五十三万人)。常用代替を問題とすること自体がいかに大袈裟かがこのことから分かる。』及び「物の製造」の業務について派遣事業が認められるならば、これによって派遣を通じた雇用機会の拡大が期待できるという一面もある」という部分並びに答申の「現下の深刻な雇用情勢にかんがみ、上記の法改正に至るまでの緊急措置として現在三年の派遣が認められている業務(旧適用対象二十六業務)の範囲を拡大する」という部分は、物の製造の業務を労働者派遣事業の対象業務とすることや一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることができる業務の拡大が直ちに「常用代替」を生じさせるものではないという認識に基づき記述されたものであると理解している。

## 十について

見解における御指摘の部分は、規制改革委員会の委員等によりなされた議論等の結果形成さ

れた同委員会としての認識に基づき記述されたものであると承知しているが、当該部分に係る具体的な議論等の内容については承知していない。

答申における御指摘の部分は、総合規制改革会議の委員等によりなされた議論等の結果、派遣先から派遣元事業主に対して行う通知については、電子媒体による場合であっても、書面による場合と同一の内容を確実に通知することができるとの同会議の判断に基づき記述されたものであると承知している。

十一について

御指摘の報道に係る総合規制改革会議委員の発言は、私人としてのものであり、政府としてこれに対し意見を述べることは適切でないと考えている。

また、見解又は答申は、規制改革委員会又は総合規制改革会議における広範な審議を経て、様々な有識者の考え方を踏まえて取りまとめられたものと理解している。

第十四号中正誤

一ページ欄外柱中、「参議院会議録第十四号」の次に「請暇の件」を加えるはずの誤り。

平成十四年四月十七日 参議院会議録第十八号

一六

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 発行所 | 〒一〇五—八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目 |
| 電話  | 03 (3587) 4294           |
| 定価  | 本体 一〇〇円<br>送料 五円         |